

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査
に係るフォローアップ調査実施要領

1. 調査の対象等

(1) 分析調査中の病院の状況

- ① 平成 24 年 2 月 3 日付医政指発 0203 第 1 号医政局指導課長通知によりお願いした「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について（依頼）」において、アスベストの「分析調査中」であった 51 病院のその後の状況について、新たに病院で作成される様式 1 を踏まえ、様式 2 を作成し提出すること。（様式 2 を作成する際には、前回フォローアップ調査の結果と合わせて作成すること。）
- ② 前回のフォローアップ調査数と今回のフォローアップ調査数の新旧比較について、様式 3 を作成し提出すること。
- ③ 上記①の、その後の状況の回答で、ばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院については、病院で作成される様式 4 を踏まえ、様式 5 を作成し、そのうち新たに措置済みとなった病院については、様式 6 を作成し併せて提出すること。

(2) ばく露のおそれがある場所を有する病院の状況

- ① 前回フォローアップ調査において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した 33 病院のその後の措置状況について、病院で作成される様式 4 を踏まえ、様式 5 を作成し提出すること。
- ② 前回フォローアップ調査時以降に措置済みとなった病院については、様式 6 を作成し提出すること。
- ③ 前回フォローアップ調査において、「分析調査中の病院」は有さず、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のみを有する都道府県（6 県）においては、様式 8 を作成し提出すること。

(3) 未回答の病院及び分析調査中の病院の状況

今回のフォローアップ調査において、未回答、分析調査中の病院については、様式 7 を作成し提出すること。

(4) 開設者種別の更新等に伴うフォローアップ

前回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のいずれも有しない都道府県（20 府県）においては、様式 8 のみ作成し提出すること。

前回フォローアップ調査結果において 有する病院		提出する様式						
	「分析調査中 の病院」	「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」	様式2	様式3	様式5	様式6	様式7	様式8
①	○	○	○	○	○	○	○	×
②	○	×	○	○	○	○	○	×
③	×	○	×	×	○	○	○	○
④	×	×	×	×	×	×	×	○

①に該当する都道府県	福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、岡山県
②に該当する都道府県	北海道、岩手県、山形県、栃木県、群馬県、神奈川県、石川県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県
③に該当する都道府県	宮城県、秋田県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県
④に該当する都道府県	青森県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、静岡県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

※熊本県は今回調査の対象外

2. 調査表の作成要領

(1) 開設者種別の更新について

前回フォローアップ調査実施後、法改正等により病院の開設者区分に変更があったため、(別紙1)のとおり、病院開設者の種別一覧を更新したので、前回調査から病院開設者が変更となっている場合、(別紙1)の開設者種別に従い、調査表に記入すること。

《更新のポイント》

- ・旧開設者種別における「全社連」、「厚生団」、「船員保険会」の病院は、平成26年度より独立行政法人地域医療機能推進機構が開設者となり、厚生労働省の所管となったため、都道府県においては、「4 独立行政法人」の病院数に計上せず、「25 地域医療機能推進機構 (JCHO)」に計上すること。
- ・旧開設者種別における「海員掖済会」は、平成25年度より一般社団法人に移行したため、「20 その他の法人」に計上すること。
- ・前回までの調査で「都道府県」、「市町村」等に計上していた病院の開設者が、「地方独立行政法人」に移行している場合等は、集計し直し、それぞれに計上すること。

(2) 様式1及び様式2について

ア 前回フォローアップ調査において、アスベストの「分析調査中」であった病院(全

都道府県計 51 病院) について、その後の状況を記載すること。

イ 記載方法は、使用実態調査 (20. 5. 1) 時の調査要領と同じである。ただし、「開設者種別」欄は、今回調査時点 (28. 7. 1) の開設者種別を記載すること。

ウ 都道府県においては、病院から提出された様式 1 (病院個表) を開設者種別ごとに取りまとめ、前回フォローアップ調査の結果と合わせて、様式 2 の「総括表」を作成すること。その他、様式に記載している記入要領をよく読んで作成すること。

(3) 様式 3 について

今回調査時点の開設者種別ごとに、病院数、調査対象病院数を記載するとともに、回答病院、分析調査中の病院及び未回答病院の新旧の数を記載すること。「② 調査対象病院数」、「③ 回答病院数」、「④ 分析調査中の病院数」、「⑤ 未回答病院数」については、「新」欄だけでなく「旧」欄も必ず今回調査時点の開設者種別で集計し直すこと。その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

(4) 様式 4 及び様式 5 について

ア 前回フォローアップ調査において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院 (全都道府県計 33 病院) について、その後の措置状況を記載すること。(措置済みの場合も記載すること。)

イ 前回フォローアップ調査において、「分析調査中」であった病院で、その後、新たにばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院について、その措置状況を記載すること。

ウ 病院が作成する様式 4 は次により記載すること。

- ・「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。
- ・「日常利用場所」・・・患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。
- ・「その他の場所」・・・「日常利用場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ・「患者利用あり」、「患者利用なし」・・・(別紙 2) の区分により記載するものであること。
- ・「措置予定」・・・工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであるが、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とするものであり、それらの状況を具体的に記載すること。
- ・「未定」・・・「措置済」及び「措置予定」以外を指すものであり、その理由を具体的に記載すること。

エ 都道府県においては、病院から提出された様式 4 (病院個表) を開設者種別ごとに取りまとめ、様式 5 の「総括表」を作成すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も記載されていることを確認すること。

オ 様式5の備考欄には、次のいずれかの記号を記載すること。

「済」・・・前回フォローアップ調査時から「措置状況」が全て「措置済」となった病院。

「改」・・・前回フォローアップ調査時から「措置状況」に更新があった病院。

※更新前の状況も記載すること。また、ばく露のおそれのある場所が複数で、そのうち一部の更新の場合は、「一部改」としその内容を記載すること。

「継」・・・前回フォローアップ調査時から継続して「措置状況」に変更がない病院。

「新」・・・前回フォローアップ調査時に「分析調査中」であった病院で、その後、新たに「ばく露のおそれがある場所を有する」ことが判明した病院。

(5) 様式6について

前回フォローアップ調査において、「分析調査中」であった病院及びばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院が、その後、措置済となった場合は、その病院名、措置内容、措置年月日等を区分ごとに記載すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。

(6) 様式7について

今回のフォローアップ調査において、分析調査中又は未回答の病院について、開設者別に記載すること。「開設者種別」欄は、上段に今回調査時点の開設者種別を記載し、下段の括弧に前回調査時点の開設者種別も必ず記載すること。

その他、特筆すべき事項があれば記入すること。

(7) 様式8について

前回のフォローアップ調査結果において、「分析調査中の病院」及び「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のいずれも有しない都道府県（20府県）並びに「分析調査中の病院」は有さず、「ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が措置予定又は未定の病院」のみを有する都道府県（6県）において作成すること。

その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

3. 公表

提出された調査結果については、使用実態調査（20.5.1）で公表した事項に加え、ばく露のおそれがある場所を有する病院で措置状況が「措置済」、「措置予定」又は「未定」の病院及び「未回答の病院」について、その病院名等の公表を予定しているので、その旨を該当病院に周知すること。

4. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行う。

5. 調査表提出期限等

○提出期限 平成28年7月29日(金)

調査表の提出に当たっては、Excel等で作成の上、様式2、3、5、6、7及び8を下記6の提出先にメールにて提出いただくとともに、様式1及び4の「病院個表」については各都道府県において適切に保存すること。

ただし、様式1については、分析調査の結果、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトのいずれかが含有されていることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等を記載した病院個表を提出すること。

さらに、使用実態調査(20.5.1)、設計図書及び工事記録等既存のアスベスト関連書類に加え、前回までの各フォローアップ調査結果及び今回フォローアップ調査結果についても、各病院の開設者又は管理者において適切に保存されるよう指導すること。

6. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 牧野、吉田

03-5253-1111(内線2539)

E-mail: yoshida-yumako@mlw.go.jp

照会については、できるだけメールにて行うこと。

7. その他

(1) 新たに、ばく露のおそれがある場所を有することが判明した病院については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導すること。

なお、指導にもかかわらず、法令等に基づき適切な措置を講じない等の病院については、医療法に基づく立入検査実施部門と十分連携の上、必要に応じて改善命令を行うなどの対応を行うこと。

(2) 吹付けアスベスト等がある場所を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後、経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうか定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずるよう、引き続き指導を行うこと。